

国不建第365号
令和3年12月9日

各建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

営業所専任技術者等の業務におけるテレワークの活用について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく経營業務管理責任者、営業所専任技術者及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第3条に規定する使用人については、「テレワークの取扱いについて」（令和2年4月3日付事務連絡）において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため一定の条件下で行うテレワークについても、常勤又は専任の要件を欠くことにはならないものとして取り扱っているところです。

今般、政府全体として常駐規制の見直し等を推進していることや、建設業における働き方改革の推進、社会におけるテレワークの定着等の背景を踏まえ、下記のとおり「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成13年4月3日国総建第97号）及び「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」（平成13年4月3日国総建第99号）を改正し、令和3年12月9日から適用することとし、各地方整備局建政部長等に通知するとともに、各都道府県建設業担当部局長に参考送付したところです。

貴団体におかれては、本通知の内容について、貴団体傘下の建設業者に対し周知、指導方お願い致します。

記

1. 「建設業許可事務ガイドラインについて」の改正（別紙1参照）

「建設業許可事務ガイドラインについて」において、経營業務管理責任者、営業所専任技術者及び令第3条に規定する使用人に求められている「常勤」については、テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。）を行う場合を含むものとする。

2. 「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」の改正（別紙2参照）

「建設業許可事務ガイドラインについて」の改正を踏まえ、所要の改正を行うものとする。

別紙1及び別紙2は下線をクリックしてご覧下さい



営業所専任技術者等のテレワークに関するQ & A

No	質問	回答
1	「ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境」とは、具体的にどのような環境ですか。	ICT機器の使用状況等を含め総合的に判断する必要がありますが、例えば、メールを送受信・確認できることや、契約書、設計図書等の書面が確認できること、電話が常時つながること等が必要と考えられます。
2	営業所専任技術者に求められる「専任」の要件について、変更はありませんか。	営業所専任技術者の「専任」要件自体に変更はございません。「専任」の者とは、「建設業許可事務ガイドラインについて」【第7条関係】2.（1）に記載のとおり、「営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者」のことを指します。
3	営業所専任技術者を含む営業所の従業員全員がテレワークを実施し、営業所が無人になっても問題ありませんか。	営業所専任技術者がテレワークを実施する場合は、「ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、当該所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下」においてその職務に従事する必要があり、営業所が無人となる場合には、テレワーク中の連絡先等を発注者等が把握できるようにしておく必要があります。また、発注者等から対面での対応を求められることも想定されるため、営業所においては、対面での打ち合わせ等が可能な環境を整えておくことが必要と考えます。
4	営業所と著しく距離が離れた場所でテレワークを実施しても問題ありませんか。例えば、沖縄県在住の者が、北海道の営業所の専任技術者に就任することは可能ですか。	営業所専任技術者は、緊急時等には対面での説明・現場確認が求められるケースも考えられます。また、従来、営業所に常識上通勤不可能な遠距離に居住する者については「専任」要件を満たさないものと扱っていたことも踏まえ、営業所に常識上通勤不可能な場所でのテレワークについては、「専任」要件を満たさないものとします（「建設業許可事務ガイドラインについて」【第7条関係】2.（1））。